

東広島市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和5年3月28日

東広島市監査委員	水戸	晃
同	重河	格
同	奥谷	求

(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

対象法人等	監査区分	対象事業・施設	対象期間
株式会社 第一ビルサービス	指定管理者	東広島市営住宅、東広島市西条駅前地区 再開発住宅及び各共同施設	令和4年度 (令和4年 9月末現在)
公益財団法人 東広島市教育文化 振興事業団	出資団体	出納その他事務の執行状況	令和4年度 (令和4年 11月末現在)
	指定管理者	東広島市市民文化センター ----- 黒瀬屋内プール、黒瀬市民グラウンド、 安芸津市民グラウンド、黒瀬・安芸津B & G海洋センター、黒瀬多目的グラウン ド	

第2 監査の実施期間

令和4年11月15日から令和5年3月22日まで

第3 監査の着眼点

- 1 出資しているものの出納その他事務の執行が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。
- 2 指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料を抽出審査するとともに、実地調査及び関係者からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。